

市第 56 号議案 横浜市墓地運営基金条例の一部改正について

1 提案理由

日野公園墓地の機械式の納骨堂の整備の促進及び健全な運営を図ることを横浜市墓地運営基金の目的として追加するとともに、同基金の名称を変更する等のため、横浜市墓地運営基金条例の一部を改正します。

2 横浜市墓地運営基金について

メモリアルグリーンにおいては、受益者負担、独立採算を原則に、使用料収入（永代使用料）から施設整備費の償還費用を差し引いた差額分を将来にわたる修繕費や再整備費等に充てる財源として適切に確保するため、メモリアルグリーン供用開始時の平成18年度に横浜市墓地運営基金を設置しました。

その後、久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地の未使用区画の再募集に伴う使用料収入を大規模修繕等の財源として基金に積み立て、活用できるよう平成23年度に条例の一部改正を行いました。

3 改正の概要

日野公園墓地の機械式の納骨堂については、メモリアルグリーン同様、受益者負担、独立採算を原則に、使用料収入から施設整備費の償還費用を差し引いた差額分を将来にわたる修繕費や再整備費等に充てるとともに、今回新たに、施設整備費のうち起債対象とならない費用(※)に充当するため「横浜市墓地運営基金条例」を一部改正します。

注(※)：起債発行額は100万円単位のため、その端数分。

4 横浜市墓地運営基金条例 新旧対照表

現行	改正案
条例名 「横浜市墓地運営基金条例」	条例名 「横浜市墓地運営等基金条例」
(目的及び設置) 第1条 横浜市に置く久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地（墳墓地（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第4項の墳墓を設けるために区画した土地をいう。）に限る。）及びメモリアルグリーンの健全な運営を図るため、横浜市墓地運営基金（以下、「基金」という。）を設置する。	(目的及び設置) 第1条 横浜市に置く久保山墓地、三ツ沢墓地、日野公園墓地（墳墓地（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第4項の墳墓を設けるために区画した土地をいう。） <u>及び機械式の納骨堂（同条第6項の納骨堂をいう。）</u> に限る。）及びメモリアルグリーンの健全な運営 <u>及び整備の促進</u> を図るため、横浜市墓地運営等基金（以下、「基金」という。）を設置する。

改正箇所：下線部

5 施行日

公布の日から施行します。

6 施設の概要



施設名称	日野公園墓地納骨堂（仮称）
所在地	<p>港南区日野中央1丁目 日野公園墓地内</p>
規模	<p>敷地面積 : 約3,700㎡ 建築面積 : 約1,100㎡</p>
墓地形態	機械搬送式納骨堂 : 6,500基
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上1階、地下1階
主な設備	参拝ホール、待合スペース、会議室、 トイレ、事務室、駐車場
スケジュール	<p>H25年度 : 基本設計 H26年度 : 実施設計 H27年度 : 実施設計・造成工事 H28年度 : 造成・建築工事等 H29年度 : 建築工事等 H30年度 : 供用開始</p>

【参考資料】横浜市墓地運営基金の仕組み(基金の財源と使途)

